

一括発注の取扱方針

1. 基本的な考え方

当社が運用を行う複数の信託財産について、売買条件（対象有価証券の種類および銘柄、売り・買いの別、取引種類ならびに執行価格または価格帯をいいます。）が同一である売買注文を一括して発注する場合があります。また、投資信託財産を投資一任契約に係る運用財産および外国運用財産と一括して発注することがあります。なお、一括発注を行なった取引については、平均単価により約定および決済することがあります。外部委託先が発注する取引については、外部委託先が考える公平性に配慮したポリシーに基づくものとします。

2. 対象有価証券等

一括発注の対象は、取引所金融商品市場、外国金融商品市場又は店頭売買金融商品市場に上場又は登録されている有価証券、有価証券に関する信用取引及びデリバティブ取引とします。

3. 約定結果の配分方法

内出来時（総約定数量が総発注数量を下回った場合）には、各運用財産の注文数量に総約定数量を総発注数量で除した比率を乗じて算出する方法により、約定結果を各運用財産に比例配分します。最低売買単位株数により当該比例配分で配分されなかった約定結果については、当社又は外部委託先における公平性に配慮した社内規程に定める方法に従い配分を行います。

4. 最良執行の基本方針

発注部門は、市場の状況や価格等を総合的に勘案した上で最良執行を図るものとし、その観点から必要に応じ一括発注について分割して発注を行うことがあります。

5. 社内管理体制

一括発注を実施するにあたっては、社内規程等を整備し、コンプライアンス部等による管理部門が一括発注に係る業務執行体制を検証します。